別記２　送付先
建設工事インターネット一元受付ヘルプデスク
ファクシミリ番号052―307―5970
別記３　送付先
測量・建設コンサルタント等業務インターネット一元受付ヘルプデスク　〒812―0013 福岡県福岡市博多区博多駅東３―３―３新比恵ビル３階　測量・建設コンサルタント等業務インターネット一元受付ヘルプデスクあて
電話092―402―1958
別記４　送付先
北海道開発局事業振興部工事管理課企画係メールアドレス
hkd-ky-koukankikaku@mlit.go.jp

競争参加者の資格に関する公示

令和３・４年度を有効期間とする国土交通省の地方整備局（港湾空港関係）が発注する建設工事、測量・調査及び建設コンサルタント等業務の一般競争（指名競争）参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。

なお、道路・河川・官庁営繕・公園関係に係る申請方法については別に公示する。

令和２年10月１日

国土交通省

東北地方整備局副局長　多田　　智
関東地方整備局副局長　石橋　洋信
北陸地方整備局次長　岸　　弘之
中部地方整備局副局長　加藤恒太郎
近畿地方整備局副局長　伊藤　博信
中国地方整備局副局長　中島　　靖
四国地方整備局次長　池田　直太
九州地方整備局副局長　遠藤　仁彦

◎調達機関番号　020
◎所在地番号　04、14、15、23、28、34、37、40

1　工事種別及び業種区分

⑴　建設工事　建設工事（港湾空港関係）の工事種別は次の①から⑤に掲げるとおりとする。なお、かっこ書きは、各工事種別に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類である。
①　空港等土木工事（土木一式工事）
②　港湾土木工事（土木一式工事）
③　港湾等しゅんせつ工事(しゅんせつ工事)
④　空港等舗装工事（舗装工事）
⑤　港湾等鋼構造物工事（鋼構造物工事）

⑵　測量・調査及び建設コンサルタント等業務　測量・調査及び建設コンサルタント等業務の業種区分は次に掲げるとおりとする。
①　測量・調査
②　建設コンサルタント等

2　申請の時期及び場所

⑴　定期の一般競争（指名競争）参加資格の審査にあっては、インターネットを使用して建設工事の申請をする者は、その申請者の本店所在地にかかわらず、令和２年12月１日から令和３年１月15日までの間に、次のホームページアドレスにアクセスして、申請用データを送信するものとする。
https://www.pqr.mlit.go.jp/
また、インターネットを使用して測量・調査及び建設コンサルタント等業務の申請をする者は、令和２年12月１日から令和３年１月15日までの間に、次のホームページアドレスにアクセスして、申請用データを送信するものとする。
https://www.pqrc.mlit.go.jp
また、９⑸①から⑥に掲げる場合の申請及び９⑹に掲げる場合の申請については、別記１に掲げる申請者（申請者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。以下同じ。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、令和２年12月１日から令和３年１月15日まで（当日消印有効）の間に、別記１に掲げる提出場所に郵送（書留郵便に限る。以下同じ。）するものとする。

⑵　随時の一般競争（指名競争）参加資格の審査にあっては、令和３年１月16日以後随時に、別記１に掲げる申請者の本店所在地の区分に応じ、それぞれ別記１に掲げる提出場所において持参又は郵送により申請を受け付ける。
なお、申請者が国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）が適用される調達契約についての一般競争又は指名競争に参加しようとする者であって、５に定めるところにより一般競争（指名競争）参加資格があるとの決定を受けていないものである場合においては、競争参加資格確認申請書又は参加表明書を提出したときに限り、当該競争参加資格確認申請書又は参加表明書を提出した国土交通省地方整備局の総務部経理調達課においても申請を受け付けるものとする。

3　申請の方法

⑴　申請書の入手方法
①　持参又は郵送による申請者は、次のホームページアドレスへアクセスして「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」又は「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」(以下「申請書」という。)を、取得するものとする。
http://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/index.html
②　インターネットの使用による建設工事の申請者は、２⑴に掲げるホームページアドレスへのアクセスにより、令和２年11月２日から令和２年12月28日までの間にパスワードを請求し、入手したパスワードを用いて令和２年11月２日から令和３年１月15日までの間に得るものとする。
③　インターネットの使用による測量・調査及び建設コンサルタント等業務の申請者は、２⑴に掲げるホームページアドレスへのアクセスにより、令和２年11月２日から令和２年12月28日までの間にパスワードを請求し、入手したパスワードを用いて令和２年11月２日から令和３年１月15日までの間に得るものとする。
ただし、パスワードの請求に当たっては、２⑴に掲げるホームページアドレスへのアクセスにおいて、パスワード発行申請時に表示される「添付書類等届出書」を印刷したものに⑵の（測量・調査及び建設コンサルタント等業務に係る添付書類）の④から⑦までに掲げる書類を添付し別記２に掲げる送付先に郵送するものとする（⑦に掲げる書類については、郵送に代えて３⑴①に掲げるホームページアドレスから電子納税証明書を送信することも可とする）。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、持参又は郵送により申請書を提出するときは、申請書に次に掲げる書類を添付して行うものとする。この場合において、申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）の提出部数は各１部とする。
インターネットの使用による建設工事の申請者は、２⑴に掲げるホームページアドレスにアクセスし、３⑴②により入手したパスワードを用いて作成した申請用データを、送信するものとする。ただし、添付書類として以下（建設工事に係る添付書類）④に掲げる書類、⑦ただし書きに該当する場合は当該事実を証明する書類を別記３に掲げる送付先にファックス送信するものとする。(ただし、２⑴に掲げるホームページアドレスから電子納税証明書を送信する場合を除く)。
インターネットを使用して測量・調査及び建設コンサルタント等業務の申請をする者は、２⑴に掲げるホームページアドレスにアクセスし、３⑴③により入手したパスワードを用いて作成した申請用データを、送信するものとする。
（建設工事に係る添付書類）
①　営業所一覧表
②　申請者が経常建設共同企業体である場合においては、共同企業体協定書の写し等
③　業態調書
④　納税証明書の写し（申請者が個人であるときは、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。）別紙第９号書式（その３）又は（その３の２）、法人であるときは、国税規則別紙第９号書式（その３）又は（その３の３））
ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類